

多様で特色ある県畜産物の生産消費促進事業（消費促進活動支援メニュー）
補助金交付要綱

（趣旨）

第1 宮城県（以下「県」という。）は、多様性に満ちた採卵養鶏及び養豚経営の安定と発展を図るため、食品産業との連携強化による持続的な地産地消を推進し、食を基軸とする付加価値の連鎖（バリューチェーン）の構築を目指すため、多様で特色ある県畜産物等を販売する食品販売事業者等及びそれらで構成する団体が行う消費促進活動に要する経費について、予算の範囲内において、多様で特色のある県畜産物の生産消費促進事業（消費促進活動支援メニュー）補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2 この要綱において「食品販売事業者等」とは、宮城県内（以下「県内」という。）に事業所を有し、多様で特色ある県畜産物等の販売等を行う者又は自ら生産物等を販売する採卵養鶏・養豚生産者をいう。

2 この要綱において「団体」とは、前項に掲げる食品販売事業者等を主たる構成員とし、県内に活動拠点を有する次に掲げるものをいう。

（1）設立後、1年以上を経過し、概ね3者以上によって構成される法人格を有する又は任意の組織であって、設立目的、趣旨等を明記した規約等を有し、代表者及び所在地が明らかで、会計経理が明確なもの。

（2）第1号に掲げるもののほか、宮城県の食産業の振興を図る事業実施主体として知事が適当と認めたもの。

3 この要綱において「多様で特色ある県畜産物等」とは、次に掲げるものをいう。

（1）県内でのみ生産される独自銘柄（ブランド）を掲げる鶏卵又は豚肉

（2）県内の採卵養鶏あるいは養豚を営む6次産業化生産者の生産する鶏卵又は豚肉あるいはそれらを原料とした独自商品

（3）県内でのみ生産される独自銘柄（ブランド）を掲げる鶏卵又は豚肉を原料とした加工品

（4）第1号から第3号に掲げるもののほか、宮城県の食産業及び畜産業の振興を図る畜物として知事が適当と認めたもの

4 この要綱において「消費促進活動」とは、多様で特色のある県畜産物等の消費促進を主な目的とする販売会（主催含む）をいう。

（交付対象事業）

第3 補助金の交付対象となる事業の内容、経費及び補助率等は、別表1のとおりとし、県は、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

（1）多様で特色ある県畜産物等の県内外での消費促進活動であること。

（2）1回の販売会に出品する多様で特色ある県畜産物等が、出展品目全体の過半数以上を占めること。

(3) 消費促進活動の場において、宮城県産あるいは多様で特色ある県畜産物等であることを明示し、消費者に対して認知度向上の取組を実施すること。

(4) 多様で特色ある県畜産物の生産消費促進事業の推進のため、第12の規定による実績報告の内容のうち、次の成果について、販売商品に利用している銘柄畜産物等の生産者や出荷団体等に対し、県が情報提供することに同意すること。

- イ 出展販売会の名称
- ロ 出展日
- ハ 商品名及びその特徴
- ニ 来訪者数
- ホ 来訪者の反応

(事業の実施期間)

第4 この事業の実施期間は、原則として交付決定日から、交付決定のあった日の属する県の会計年度の2月末日までとする。

(交付の申請)

第5 第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 第3条第2項の規定により別記様式第1号に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業計画書（別記様式第1号-別紙1）
- (2) 事業スケジュール（別記様式第1号-別紙2）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第1号-別紙3）
- (4) 株主等一覧表（別紙様式第1号-別紙4）
- (5) 事業主体の概要がわかる資料
- (6) 直近3期分の決算報告書の写し又は総会資料等（団体の場合）
- (7) 登記事項証明書（法人の場合）、代表者の住民票抄本（個人の場合）又は規約、会則等（団体の場合）
- (8) 納税証明書（すべての県税）
- (9) 販売会の開催内容及び出展小間料がわかる資料
- (10) 本事業において販売を予定している多様で特色ある県畜産物等の詳細がわかる商品カタログ等資料
- (11) 事業費積算の根拠
- (12) その他知事が必要と認める書類

- 4 次のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。
 - (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - (2) 県税に未納がある者
- 5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長あてに照会することができる。

（交付の決定）

- 第6 知事は、第5の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、規則第4条に基づき、予算の範囲内で交付額の決定を行い、申請者に対しその旨を通知するものとする。
- 2 知事は、前項による交付の決定を行うに当たっては、第5第2項により本補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
 - 3 知事は、第5第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、本補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定時において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
 - 4 同一食品販売事業者等及び団体かつ同一事業内容において、他補助事業と併用して本補助事業の交付決定を受けることはできない。

（補助事業の変更）

- 第7 補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の変更をしようとするときは、あらかじめ別記様式第2号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更についてはその限りではない。
- (1) 補助対象経費の30%以内の変更である場合
 - (2) 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合

（補助事業の中止又は廃止）

- 第8 補助事業者は、補助事業を中止若しくは廃止又は他に継承させようとするときは、あらかじめ別記様式第3号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

- 第9 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、別記様式4号による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の経理等）

- 第10 補助事業者は、補助事業の経費についての帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を整備するとともに補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の翌年度から起算して5年間、知事の要求があつ

たときは、いつでも閲覧に供せるよう保管しておかなければならない。

(遂行状況報告)

第11 補助事業者は、知事が補助事業の遂行及び支出状況について報告を求めた場合には、速やかに遂行状況報告書(別記様式5号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書の様式は、別記様式第6号によるものとし、その提出期限は事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は交付決定のあった日の属する県の会計年度の2月末日のいずれかの早い日までとする。

2 第5第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

3 規則第12条第1項の規定により補助事業等実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業実績書(別記様式第6号-別紙1)
- (2) 事業実績一覧(別記様式第6号-別紙2)
- (3) 事業費支出明細書(別記様式第6号-別紙3)
- (4) 補助事業用帳簿(別記様式第6号-別紙4)
- (5) 販売会への出展内容がわかる資料
- (6) 見積書、契約書、納品書及び領収書の写し
- (7) 成果品(消費促進活動の実施写真や制作したポスター等)
- (8) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第13 補助金の交付は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

2 知事は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14 第5第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第5第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の提出)

第15 この要綱により知事に提出する書類の部数は各1部とする。

(その他)

第16 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、令和5年度から令和7年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年6月1日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、令和6年度から令和7年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1 (第 3 関係)

補助対象事業	補助率	補助対象事業 の内容	経費項目	内 容
消費促進活動	1 / 2 以内 補助限度額 5 0 0 千円	多様で特色ある県畜産物等の県内外での消費促進活動であること。	旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通費 ・ 宿泊費
			庁費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出展小間料 ・ 出展手数料 ・ 会場使用料 ・ フェア開催経費（販売物の仕入れに関する経費を除く） ・ 備品レンタル使用料 ・ 販売説明員（マネキン）の雇用に係る経費 ・ 電気工事費（電気使用料含む） ・ 給排水設備使用料（水道料含む） ・ 搬送経費 ・ P R 用試供品費 ・ 消耗品費 ・ ポスターやパンフレット等の販促資材印刷費 ・ 広告掲載費 ・ 映像制作費 ・ その他知事が適当と認める経費 <p>（ただし、P R 用試供品費については、事業費全体の 4 分の 1 を超えないこと。）</p>